

テレビの放送にかかる 法的規制に関する考察

石井 研士（國學院大學）

はじめに

2007年3月、山口広弁護士を代表とする全国霊感商法対策弁護士連絡会が、放送倫理・番組向上機構に対して要望書を提出した。放送倫理・番組向上機構は、放送番組による人権侵害を救済し、放送倫理の高揚に寄与することを目的としてNHKと民放が設立した第三者機関である。テレビが超能力や心霊現象を喧伝し、安易に靈魂観や死後の世界についての特有の考え方を断定的に述べて、これを視聴者に植えつけかねないことへの危惧を表明したものである。全国霊感商法対策弁護士連絡会は、こうした番組が、いわゆる霊感商法的手口による消費者被害や宗教的破壊カルトへの入信被害の素地となったり、現実生活からの逃避的自殺の一因となっているのではないかと指摘している。

彼らの危惧は十分に首肯できるものである。仏壇や神棚への参拝をはじめとした日常的な宗教との関わり合いが希薄化している。戦後における日本人の宗教行動・宗教意識の変化を調べると、伝統的な宗教性が大きく減退したことがわかる。戦後「信仰有り」の割合は六割から三割へと低下した。神棚は全国平均で五割を切り、仏壇も六割に減少した。家庭や学校での日常生活から宗教に対する関心や意識が後退していく中で、若者の間では、占いや霊、超能力に関する関心が高まっているのである¹⁾。

その後、全国霊感商法対策弁護士連絡会は、実際に統一教会が信者獲得のための教材として、テレビで放送されたこの種の番組を使用してことを裏付ける内部文書を入手したことが報じられている²⁾。統一教会のビデオセンターで受講した講義のなかに、フジテレビが制作した「天国からの手紙」が含まれてい

たという³⁾。紙面には、すでに終了した他局の番組4本以上を使用とも書かれている。

現在メディアの持つ影響力という点では、インターネットよりもテレビの方が大きいことがわかっている⁴⁾。そしてテレビでは昭和40年代から、超能力番組をはじめとする非科学的事柄に関わる番組が放送され、高い視聴率を獲得してきたこともわかっている。しかしながら番組内容は、放送局や民間放送連盟の定めた番組基準とは、明らかに反している。健康番組が捏造によって社会的な非難をあびる一方で、なぜこうした番組は放送され続けるのだろうか。

本論では、具体的な番組を念頭におきながら、こうした番組と放送に関する法律・番組基準との問題を考察してみたいと思う。

1. 憲法と放送法（表現の自由と公共性）

テレビの放送番組の内容に関する法律で、まず最初に想起されなければならないのは憲法である。憲法第二十一条「集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密」には「1集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。2検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」と記されている。第二十一条に示された表現の自由と検閲の禁止を原則として、昭和25年に放送に関する具体的な法律として制定されたのが放送法と電波法である⁵⁾。

放送法はその目的を次のように謳っている。

放送法（目的）

第1条 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

1. 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
2. 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

3. 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

第1条の2項と3項は直接放送番組の内容に関わる条文である。しかしながら「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること」や「放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」という表現はきわめて抽象的であつて、個々の番組編集に関しては、より詳細な規程が必要となる。そこで放送法は第3条の2項で放送内容に関する指針、編集の基準（番組基準）そして放送番組審議機関を設けることを記している。

放送法（国内放送の放送番組の編集等）

第3条の2 放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。

1. 公安及び善良な風俗を害しないこと。
 2. 政治的に公平であること。
 3. 報道は事実をまげないですること。
 4. 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- 2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たつては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない。
- 3 放送事業者は、国内放送の教育番組の編集及び放送に当たつては、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにしなければならない。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようにしなければならない。

(番組基準)

第3条の3 放送事業者は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準（以下「番組基準」という。）を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

2 放送事業者は、国内放送について前項の規定により番組基準を定めた場合には、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

(放送番組審議機関)

第3条の4 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。

3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。

4 放送事業者は、審議機関が第2項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。

1. 前項の規定により講じた措置の内容
2. 第4条第1項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
3. 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要

6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

1. 審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要
2. 第4項の規定により講じた措置の内容

2. 日本放送協会の宗教に関わる番組基準

個々の放送事業者は、憲法、放送法の基本理念を受け継いで、個別に番組基準と放送番組審議機関を設けている。日本放送協会は日本放送協会番組基準(国内番組基準と国際番組基準の二つ。昭和34年7月21日制定)を、民間放送の連合体である社団法人日本民間放送連盟(以下民放連。7月制定)は基幹メディアとして民放共通の自主的な倫理基準としての日本民間放送連盟放送基準を設けている(昭和26年10月12日制定)。

日本放送協会の番組基準を見ると、番組基準が放送法の目的を敷衍して作成されていることがよく理解できる。

日本放送協会 [国内番組基準]

日本放送協会は、全国民の基盤に立つ公共放送の機関として、何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守って、放送による言論と表現の自由を確保し、豊かで、よい放送を行うことによって、公共の福祉の増進と文化の向上に最善を尽くさなければならない。

この自覚に基づき、日本放送協会は、その放送において、

- 1 世界平和の理想の実現に寄与し、人類の幸福に貢献する
- 2 基本的人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る
- 3 教養、情操、道徳による人格の向上を図り、合理的精神を養うのに役立つようにする
- 4 わが国の過去のすぐれた文化の保存と新しい文化の育成・普及に貢献する
- 5 公共放送としての権威と品位を保ち、公衆の期待と要望にそうものであることを基本原則として、ここに、国内放送の放送番組の編集の基準を定める。

番組基準では、放送法には見られない宗教に関する条項が「第1章 放送番組一般の基準」に設けられている。実際の宗教に関わる放送に係ると考えられる条項を列挙するとおおよそ以下のようになる。

第3項 宗教

宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し、公正に取り扱う。

第5項 論争・裁判

- 1 意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにし、公平に取り扱う。

第6項 社会生活

- 1 国民生活を安らかにすることにつとめ、また、相互扶助の精神を高めるようにする。
- 2 公安および公益をみだすような放送はしない。

第11項 表現

- 4 人心に恐怖や不安または不快の念を起こさせるような表現はしない。
- 5 残虐な行為や肉体の苦痛を詳細に描写したり、誇大に暗示したりしない。
- 6 通常知覚できない技法で、潜在意識に働きかける表現はしない。
- 8 放送の内容や表現については、受信者の生活時間との関係を十分に考慮する。

NHKの放送が、番組基準に従って公正に放送されているとしても、以下のような事実はどう考えればいいのだろうか。宗教に関する教養番組を代表する「こころの時代」を、神道や仏教といった宗教系統別に分けると、9割ほどが仏教関係の放送であることがわかる。次に多いのはキリスト教に関する放送であって、神道に関しては年間を通じて数回、祭りが取り上げられるだけである。NHKの他の宗教番組に関しても、圧倒的に仏教が多く、その点では明らかに偏りがある。取り組む姿勢が「公正」であったとしても、NHKの宗教に関する実際の放送内容は、少なくともテーマと放送時間に関する限りは、「公平」ではない。

3. 民間放送連盟における宗教の扱い

これまでの宗教もしくは広義の意味での非科学的事柄に関わる番組で、問題となるのは民間放送である。

民間放送が放送し続けてきた番組をここで詳細に検討するだけの余地はないが、オウム真理教による地下鉄サリン事件（1995年）後に限定しても、かなりの数と量の番組が放送されている。事件の余波により自粛ムードだった放送局は、1998年以降は複数の定時番組と特別番組という構成で放送を行うようになった。テレビは次々と新しいテーマと人物を登場させていった。霊媒師のジェームス・ヴァン・プラグ、ジョー・マックモンイーグルの臨死体験、クリス・ロビンソンの未来予知、戸嶋正喜の気功治療、気功師・村松一夫、透視の梅田玲子、妙法山妙尊寺での降霊実験、現代の陰陽師・石田千尋、修験真言宗阿砂利・下ヨシ子の除霊、中国の超能力者・悟楽大使、気功武術神意拳・太田光信、宜保愛子の霊視、木村藤子の霊視、風水パワー、中国最強の超能力者・王姉妹、そして2001年4月には心霊写真や都市伝説をランキング形式で紹介する「USO!?!?ジャパン」がTBS系列で始まっている。2002年になると、日本テレビ系列でFBI超能力捜査官シリーズが始まり、テレビ東京系列の「TVのチカラ」が開始されている。この二つの番組には複数の超能力者が登場し、その能力で犯罪事件や行方不明者を捜査するというものである。

こうした番組を念頭に置きながら、民放連の放送基準の「前文」と宗教に関わる条項を列挙すると以下ようになる。

前文

民間放送は、公共の福祉、文化の向上、産業と経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする。

われわれは、この自覚に基づき、民主主義の精神にしたがい、基本的人権と世論を尊び、言論および表現の自由をまもり、法と秩序を尊重して社会の信頼にこたえる。

放送にあたっては、次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意する

とともに、即時性、普遍性など放送のもつ特性を發揮し内容の充実につとめる。

1. 正確で迅速な報道
2. 健全な娯楽
3. 教育・教養の進展
4. 児童および青少年に与える影響
5. 節度をまもり、真実を伝える広告

7章 宗 教

(39) 信教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、ひぼうする言動は取り扱わない。

(40) 宗教の儀式を取り扱う場合、またその形式を用いる場合は、尊厳を傷つけないように注意する。

(41) 宗教を取り上げる際は、客觀的事実を無視したり、科学を否定する内容にならないよう留意する。

(42) 特定宗教のための寄付の募集などは取り扱わない。

放送基準の内容が抽象的であるために、民放連は『民放連 放送基準解説書』を刊行し、具体的な例を挙げて個々の条文の解説を行っている⁶⁾。個々の解説と具体的な事例を見ると、民放連は、現在放送されているバラエティ番組としての宗教番組が放送できない者であることを十分に承知した上で黙認していると思えなくなる。「(39) 信教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、ひぼうする言動は取り扱わない。」の解説として、「信教の自由には、宗教を信じる自由と同時に、信じない自由も含まれる。公共的性格を有する放送でも、信教の自由の趣旨は尊重すべきであり、信仰を強要したり、他宗・他派を中傷、ひぼうすることは避けなければならない。」とした上で具体的な事例として「「浅草は、外人観光客のメッカ」と発言。イスラム教の熱心な信者である在日外国人から、「メッカは全世界のイスラム教徒に崇拝されている聖地であり、許せない」と強い抗議を受けた」として嚴重注意を言い渡したこ

とが記されている。具体的な指摘はできないが、マスコミ関係者やバラエティ番組の出演者の宗教に関する知識や関心はきわめて低く、この程度の事例は数多く見られるのではないか。

「(40) 宗教の儀式を取り扱う場合、またその形式を用いる場合は、尊厳を傷つけないように注意する。」についても「宗教は、個人の内面的な問題として、信念であれ情緒的反応であれ、ともかく神聖なものとして受け取られているのが実情である。したがって、宗教の儀式を取り扱う場合は、その人々の感情を考慮し、宗教の神聖・尊厳を害するようなことがあってはならない。また、神社・仏閣・教会、あるいは墳墓、その他、死者や死者の霊に関係あるもの、および、これらに従事する人を不当に愚弄したり侮辱したりすることのないように注意しなければならない。」と説明している。具体的な事例として「バラエティショーの中で、宗教の儀式をパロディ化したコーナーについて、限度を超えないよう制作現場に要請した」「サスペンスドラマで殺人犯人が特定宗派の衣服をつけていたため抗議を受けた」と記されている。この点は、次の41項と併せてみると、ますます実際の放送から乖離していることが理解できる。「(41) 宗教を取り上げる際は、客観的事実を無視したり、科学を否定する内容にならないよう留意する。」解説は、「宗教が信者に対して希望と勇気を与えるものであることは事実だが、だからといって近代科学を否定してはならない」のであって、「信仰によって、手術もしないで幼児の心臓病(心房欠損)が全治したとか、「お告げ」に逆らったため義父と娘が相次いで死んだというコメント」を削除したという。また「ある宗教番組の中の、キリスト教批判や西洋医学否定につながる部分と、「教えを聴き合掌した途端、今まで聞こえなかった左の耳が聞こえるようになった」および「教えを雑誌で読んだだけで医者から見放されていた病気が治った」というコメント」も削除したという。かつてフィリピンの心霊治療や気の特集、あるいは除霊による精神的肉体的回復が放送されたりといった事例を思い起こすだけで、こうした項目が実際の放送において機能していないことはすぐにも理解できる。

宗教に関する条項として明記されているのはこの第7章だけであるが、他の条項にも宗教に関わるものが見られる。3章「児童および青少年への配慮」に

は「(20) 催眠術、心霊術などを取り扱う場合は、児童および青少年に安易な模倣をさせないよう特に注意する。」と記されており、解説には、「心霊術や、いわゆる念力などは、科学で説明できない超自然的な一種の精神現象と言われ、これも危険を伴いやすいので、番組制作にあたっては、安易な模倣を助長しないように注意する」とある。この項目が遵守されていないことは、いちいち例を挙げる必要もないだろう。6章「報道の責任」には「(32) ニュースは事実に基づいて報道し、公正でなければならない。…ドキュメンタリーや情報系番組においても虚偽や捏造が許されないことはもちろん、過剰な演出などにならないように注意する。」として、具体的な事例に松本サリン事件が挙げられている。「1994年6月の「松本サリン事件」でほとんどのマスコミが第一発見者を容疑者扱いして、その後お詫び放送をし、本人にも直接謝罪した。」

8章「表現上の配慮」には、直接関わる項目が複数見られる。「(46) 人心に動揺や不安を与えるおそれのある内容のものは慎重に取り扱う。フィクションまたは仮説として、この種の内容を取り上げる場合には、事実と混同されないよう十分な配慮が望ましい。「(53) 迷信は肯定的に取り扱わない。」「(54) 占い、運勢判断およびこれに類するものは、断定したり、無理に信じさせたりするような取り扱いをしない。」が直接関わる項目である。とくに (54) に関しては、解説部分に具体的事例として三つ列挙されている。「恋愛中の男女が出席する視聴者参加番組で、占い師が、「君らの結婚は破滅する」と断定的発言をした。(注意)」「テレショップ番組中の商品説明に「○○先生の開運法、印相法により、姓名判断上の凶名を吉名に好転させ、運を変える」とあり、また、赤富士額についても「この額を西向きに掛けると財運に恵まれる」といった紹介があった。(嚴重注意)」「人気の占い師を特集するスペシャル番組の「霊視占い」コーナーで、「先祖の祟りを除けば病気が治る」との言葉や「霊が信者にとりつく」シーンなどがあった。事前視聴で気づき、当該部分をカット、再編集して放送した。」

条項の解釈に言及されているように、「科学で説明できない超自然的な一種の精神現象と言われ、これも危険を伴いやすいので、番組制作にあたっては、安易な模倣を助長しないように注意する」ことが明記されており、「フィクショ

ンまたは仮説として、この種の内容を取り上げる場合には、事実と混同されないよう十分な配慮が望ましい」のであって、「迷信は肯定的に取り扱わない」、「古い、運勢判断およびこれに類するものは、断定したり、無理に信じさせたりするような取り扱いほしない」と宣言されても、実際の放送内容とは大きな乖離が存在することは自明である。

放送内容と放送基準との整合性を検証する前に、各放送局の番組基準も見ておきたいと思う。

キー局の放送基準

民間放送のテレビ局の免許はローカル免許であるために、全国放送を行おうとすると各地のテレビ局がネットワークを形成する必要があるが生じる。こうしたネットワークの中心となつて、他のローカル局に番組を発信するのがキー局である。現在キー局としては、全国どこでも受信できることが放送法によって定められているNHKを除く日本テレビ (NTV)、東京放送 (TBS)、朝日放送 (ANB)、テレビ東京 (TX)、フジテレビジョン (CX) の5局があり、それぞれ日本テレビ放送系列 (NNN)、東京放送系列 (JNN)、テレビ朝日系列 (ANN)、テレビ東京系列 (TXN)、フジテレビ系列 (FNN) の五つの系列ネットワークが存在する⁷⁾。

現会長はテレビ朝日の広瀬道貞会長で、各キー局の社長や相談役が副会長になっている。キー局の番組基準は、基本的に民放連の番組基準に依拠している。どの番組基準も民放連の番組基準と比較して極端に短く、多少の文言を変えて独自性を出しているに過ぎない。その結果、とくに宗教に言及している番組基準はわずかである。

日本テレビは「基準方針」の中で、国家、社会、政治、言論の次ぎに「宗教」を「5宗教 宗教は公平に取り扱い、みだりにその教義および信仰を非難嘲笑してはならない。」と明記している。また「番組基準」の娯楽番組には「5娯楽番組 娯楽番組は、健全な慰安を提供して国民の生活内容を豊かにするものとする。」と記されている。

TBSの放送基準には宗教に関する言及は見られない。該当箇所としては、

「7. 社会の良識や良俗に反する放送は行わない。」「9. 教養番組は、視聴者の教養を高め、知識を豊富にし、社会問題の判断と実生活に役立つよい資料となるように努める。医療、学術に関する番組は、正確を期し、科学的根拠を尊重し、慎重に取り扱う。」「12. 児童向け番組は、児童の健全な常識と豊かな情操を養うことに努め、心理的に悪い影響を及ぼすおそれのあるものは取り扱わない。」くらいであろうか。

フジテレビの番組基準は前文と5つの基本方針しかなく、「具体的基準については社団法人日本民間放送連盟の放送基準を遵守する。」と記されているだけである。テレビ朝日にも宗教に関する言及は見られない。娯楽番組の部分を引用すると「娯楽番組は、ドラマ、芸能、音楽、映画、演劇など視聴者に喜びとやすらぎをあたえ、明日への活力の糧となるような幅広い内容とする。放送に当たっては、健全な社会生活の潤滑油の役割を果たし、明るく楽しい番組とするように配慮する」となっている。テレビ東京の放送番組編成基準も短い。宗教に関する言及は見られないので、娯楽に関する部分を引用すると「テレビの特性を生かし、事実を客観的、かつ公正に報道または解説し、情報社会における確かな判断の素材を提供する。」となる。

以上のように、キー局の放送基準はどれも、基本的に民放連の番組基準を遵守する形で構成されており、大きな相違は存在しない。

4. 民放連の宗教に関する条項の成立過程

日本放送協会と民間放送連盟の宗教を中心とした番組基準を検討してきたが、記述に関しては明らかに民間放送連盟の方が詳細である。民放連の宗教に関する条項がどのような経緯で策定されたかを知ることのできる資料は、管見の限り存在しない（この件に関しては、民間放送連盟にも問い合わせを行ったが、成果は得られなかった。）。『民間放送十年史』には、民放連の基準が官製規制に反対し自主的規制を強く主張して作成された経緯が記されているが、誰がどのような理由によって条文を作成したのか、何か参考とした海外の事例があったのかどうかなどはわからない。

宗教に関する規制は、昭和26年10月12日制定の日本民間放送連盟ラジオ放送基準に見られる（『民間放送十年史』⁸⁾）。

16. 宗教を取り扱うときは、信教の自由を尊重し、各宗派の立場を重んじ、公平に取り扱う。
17. 宗教的儀式は、不当な取り扱いをしない。
18. 特定宗教のための募金は取り扱わない。
19. 迷信を肯定的に取り扱わない。

さらに「教養番組」の項目に以下の二つが記載されている。催眠術や心霊術、占いや運勢判断への言及は見られない。

3. 宗教番組では他宗・他派をひぼうしない。
4. 信仰・修養などによって傷病がなおるといような迷信的内容は取り扱わない。ただし、伝説的なものの引用はこの限りではない。

昭和33年にテレビの放送基準が設けられたが、記述はラジオ番組基準とまったく同じものであった。番組基準は昭和45年1月に改正され、ラジオとテレビの放送基準は統合された。それ以降現在まで「日本放送連盟放送基準」と表記されている。

昭和45年の改正の際に、あらなた内容が加わった。「(41) 宗教放送では、科学を否定するようなものは取り扱わない。」というもので、表現が「宗教を取り上げる際」ではなく「宗教放送」となっている。昭和40年代に放送されていた「宗教放送」は、キリスト教団体の番組が数番組あるだけである。なぜこうした表現がとられたのか、具体的な問題があったのかどうかはわからない。ただ、「宗教放送」という表現を除けば、すでに現行の番組基準と変わらない。宗教に関して現行の表現となったのは平成10年の改正による。

放送番組審議会

放送局は、放送法第3条の4及び放送法第51条に基づき、番組の向上改善と適正を図るために放送番組審議会を設置しなければならない。しかしながら、宗教もしくは非科学的番組に関する審議会の見解は、かなりの的はずれである。

テレビ朝日の第470回放送番組審議会（2006年5月26日）は、課題番組を「国分太一&美輪明宏&江原啓之のオーラの泉」として、委員と局側が意見を交換している。番組審議会の意見として公開されている文章なので、全文引用してみたいと思う（委員長・桂敬一、委員・石坂啓、黒鉄ヒロシ、関川夏央、見城徹、大島ミチル、中井貴恵、内館牧子、越村佳代子）。

〈各委員発言要旨〉

- ・国分氏の良さがこの番組に出ている。美輪氏、江原氏と3人のトーク・バランスの良さには感心する！
- ・バラエティとして良くできている。「これはこれで楽しもう」と考えれば、さほど「目くじら」をたてるようなことはないのでは。
- ・見る側がある程度意識を持っていて、家族で話合うことができれば大げさに心配することはない。
- ・最近の番組は出演者やナレーションが早口で落ち着きがないが、この番組はめずらしく静かで穏やか。来るべき高齢化社会には良い。
- ・視聴者はゲストの素顔＝「泣き」の姿、つまり人間性や生き方を見たい。
- ・江原氏や美輪氏の万人に共通する発言が、視聴者の心に染みる。また、江原氏の押し付けがましくないソフトな語り口が女性に人気の秘密。
- ・自分を不幸だと思う女性が増えているという愛情不足の社会の中で、江原氏の話し方や会話を聞くとホッとできる。
- ・ものが分かっている大人に問題はないが、何の抵抗もできない子供達への影響が怖い。10年後、子供達はどうなっているのか、不安になる。
- ・「守護霊」や「前世」という言葉が出てくると、公共性・公共の福祉の点から見て疑問を感じる。
- ・直面する社会問題を、運命にすりかえてしまう20代～30代の女性が増えてい

ることが心配だ。きちんと社会と正面から向き合い、乗り越えることの大切さをテレビで伝えて欲しい。

- ・100%信じさせるのではなく、若い人たちが社会的な問題に目を向けてくれるような番組の姿勢を持ってほしい。
- ・ゲストとして出演したタレントが、言われたことについて否定するのは難しい。
- ・まるで舞台のようなセット。もっとナチュラルなものでいいのではないか。
- ・番組宣伝のためのキャスティングはつまらない。ゲストによって魅力に差がある。
- ・人が人の話を聞きあうという、長いインタビュー番組。テレビの原点に戻っていて、インタビュー番組としては正当派。
- ・美輪氏、江原氏がゲストに対して、居丈高にならず上手くいつている。「“あたり”は無い」という姿勢だから皆が見る。

〈局側見解〉

- ・あくまでも「トーク・インタビュー番組」という柱をうしなわないように制作している。バランス感覚に優れた国分氏が番組を進め、ゲストを応援するという姿勢が、視聴者に支持されている。難しい問題を秘めてはいるが、制作者もバランス感覚を持って作っていききたい。
- ・信じてしまう視聴者もいるということを念頭に置きながら、悪い影響が出ないように配慮して制作している。今後も常識の範囲を考えながら慎重な番組作りを続けていきたい。

審議会委員の意見の大半は、問題の本質とは無関係である。肯定的な見解が圧倒的で、放送基準と関わる問題での発言は一意見だけである。これらの意見は、公開されているのであるから、発言要旨といっても本人の了解をえた上でのことと考えて良いだろう。

他方で、局画の見解には注目すべき点が少なくない。放送局は「トーク・インタビュー番組」を主張しているが、「難しい問題を秘めてはいる」「信じてしまう視聴者もいるということを念頭に置きながら」という発言は、番組が本来

持っている危うさを十分承知していることを物語っている。

おわりに

民放連の番組基準や番組審議会は、さかのぼれば放送法に依拠して制定されたものである。さらにいえば、放送法は憲法を背景にして成立している法律である。憲法に基づく基本的な理念と、現実には放送されている内容には大きな開きが存在する。他方で、宗教団体が提供する番組に関しては、放送基準を元にした厳しい制約が設けられているのが実情である。

放送局と宗教関連番組とのこうした距離感が、ただ存在するというだけでなく、実際の弊害を招いており、しかもテレビでの放送が現状の宗教のあり方に強い影響力を持つと考えられるときに、テレビの宗教関連番組の放送基準のあり方は、再考されることが望ましいのではないだろうか。

注

- 1) 詳しくは石井研士『データブック 現代日本人の宗教 増補改訂版』新曜社、2007年参照。
- 2) しんぶん赤旗2007年4月15日付け。
3. スピリチュアル・カウンセラーを名乗る江原啓之が故人と交流し、家族にメッセージを伝える番組。
- 4) たとえば、中野佐知子「広がるインターネット、しかしテレビとは大差 — 「IT時代の生活時間」調査から —」（『放送研究と調査』4月号、2002年）参照。
- 5) 電波法は免許に関わる法律であって、(目的)第1条に「この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。」と記されているだけで、具体的な方法内容の規定は含まれていない。
- 6) 社団法人日本民間放送連盟『民放連 放送基準解説書2004』コーケン出版、2004年。
- 7) 西正『図解 放送業界ハンドブック』東洋経済新報社、1998年、24～27頁。
- 8) 日本民間放送連盟『民間放送十年史』1961年、742～743頁。